

## 議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 5 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 8 月 26 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（西庁舎）2 階西会議室 2 B

- 日程第 1 指定第 9 号 会期の決定について  
日程第 2 指定第 10 号 議事録署名委員の指名  
日程第 3 報告第 8 号 非農地証明事務処理報告  
日程第 4 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について  
日程第 5 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第 6 議案第 21 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について  
日程第 7 その他

### 〔出席委員〕

01. (欠 員)	02. 山本 奨一	03. 下元 誠一郎	04. 甫喜本 治誠
05. 松田 武章	06. 小野 重明	07. 坂本 功	08. 市川 正司
09. 山本 道雄	10. 林一 将	11. 下元 一明	12. 河上 茂秋
13. 廣井 栄治	14. 西井 健夫	15. 岡林 景補	16. 宮崎 恵美子
17. 池本 宗生	18. 西本 茂子	19. 太田 祥一	

### 〔欠席委員〕

なし

### 〔事務局出席者〕

西谷 久美 林 和利 上川 優

議長

毎日大変厳しい暑さが続いている中、早生の稲の刈り取りもすでに始まっております。照り込む年は豊作になるとよく言われますが今年の稲作全体の出来も気になるところです。ブラジルのリオで開催されましたオリンピックが22日に無事に閉幕しました。今回の日本の成績は金メダル12個、銀メダル8個、銅メダル21個、合計メダル獲得数41個という史上最高となりました。私自身も毎日大興奮しながら競技を観戦していましたので寝不足状態が続いていました。今回の日本の選手たちの活躍が次の2020年東京オリンピックに大きな期待を持たせてくれる結果となりました。

さて、政府はこのほど2016年度第2次補正予算で農業分野の目玉として、中山間地域所得向上支援対策として、大幅に予算を増額することになりました。この対策は収益性の高い農作物の生産、販売に取り組む中山間地域の農家らが対象でブランド化や6次産業化といった所得向上に向けた実践的な計画を策定、計画に基づく施設や家畜の導入、基盤整備などを総合的に支援する事業です。その他にも飼料用米の拡大に伴う水田活用の直接支払交付金の財源の積み増しなども柱として予算が盛り込まれています。このように今回、農林水産関係予算の総額が大幅に増やされることになりました。この背景には秋の国会でTPP問題の審議再開を見据えた予算計上ともとれますが我々中山間地農業者にとって優位なものを積極的に活用することは大きくプラスになると考えられます。我々高知県選出の国会議員山本有二氏が今回農林水産大臣に就任しましたので、こんなまたとない機会に我々が直面しているさまざまな問題をおおいにアピールし、これからの農業経営に少しでも意欲が増すことのできるように、また農業委員会活動の問題点などについても積極的に働きかけていかなくてはならないと思っています。9月になりますと作況調査、農業委員会全員研修、月末には総会もございます。稲刈り等たいへん忙しい時期ではありますがご協力の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今から、平成28年度四万十町農業委員会第5回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議は全員が出席となっております。

それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いします。

事務局

8月の諸報告をいたします。8月19日議会産業建設常任委員会との意見

交換会が行われました。参加者は役員となっています。岡林職務代理より、8月8日～9日の先進地視察研修の報告を行い意見交換が行われました。8月23日JA四万十園芸拡大大会が行われましたので出席していません。委員の方も生産者として参加をしています。北九州の青果株式会社より市場の流通状況についての講演がありました。8月25日大正十和農業振興部会では、セネガ栽培のほ場視察を行っています。9月の予定ですが、9月16日須崎市において農業委員全員研修会がありますのでお願いします。以上です。

議長 次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は18名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第1、指定第9号 会期の決定についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第5回窪川農地部会の会期は、平成28年8月26日の本日1日といたします。これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、平成28年度四万十町農業委員会第5回窪川農地部会は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第10号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に

7番 坂本 功 委員、8番 市川 正司 委員

を指名いたします。よろしくお願いします。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて、

日程第3、報告第8号

非農地証明事務処理報告についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第8号

非農地証明事務処理報告についてご説明いたします。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

1番、農地の表示、大字七里字ツルイガ谷口、地番21番1、地目、田、面積152㎡以下6筆、合計7筆の申請です。平成元年頃より耕作を放棄し、現在は笹、カヤが一面に茂っているとの申請がありまして、平成28年8月2日現地調査を行いました。現地につきましては添付資料の2ページのとおりであります。問題ないものと判断し非農地証明書を発行しています。2番、農地の表示、大字弘見字小田ヶ市、地番315番、地目、畑、面積77㎡、平成元年頃よりポンプ、タンクを設置し現在に至っているとの申請を受けまして、平成28年8月8日現地調査を行っています。現地につきましては添付資料の4ページのとおりであります。問題ないものと判断し非農地証明書を発行しています。3番、農地の表示、大字東大奈路字上ハ屋敷、地番448番2、地目、畑、面積274㎡ほか2筆です。50年以上前から建物の敷地及び通路として利用している旨の申請がありまして、平成28年8月12日現地調査を行っています。現地につきましては添付資料の6ページのとおりであります。問題ないものと判断し非農地証明書を発行しています。今回は3件発行しています。

議長 報告第8号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第8号は終わります。

議長 続いて、

日程第4、議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。

ページは4ページから5ページです。今月の案件は、4件になります。譲受人・譲渡人の氏名・住所及び売買額等については、お手元の議案書のとおりです。

番号1について説明いたします。土地の所在地、檜生原字新屋式748、

地目、田、面積 1,360 m<sup>2</sup>です。以下 9 筆あり、合計 10 筆で、面積が 5,336 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、親から子への贈与とのことです。譲受人の耕作面積は、0 m<sup>2</sup>です。贈与される農地面積 5,336 m<sup>2</sup>になりますので、下限面積は達成しています。取得する農地では、引き続き水稲、野菜を耕作する計画です。

つづいて、番号 2 について説明いたします。

土地の所在地、金上野字ヤケソ谷 7 2 8、地目、田、面積 2,043 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は 9,115 m<sup>2</sup>です。下限面積は達成しています。なお、取得する農地は、継続して水稲を耕作する計画です。

番号 3 及び 4 の譲渡人は同じ方になります。番号 3 について説明いたします。土地の所在地、仁井田字永泉畑 1 5 3 - 1、地目、田、面積 901 m<sup>2</sup>です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積 2,020 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲受人からの要望との事です。譲受人の耕作面積は 0 m<sup>2</sup>です。譲受人は、新規での農業開始です。このあとの番号 4 で取得する農地とあわせて下限面積を達成となります。なお、取得する農地では、水稲とさつま芋を耕作するとの事です。

つづいて、番号 4 について説明いたします。

土地の所在地、中神ノ川字津々良口 1 7 0 - 1、地目、田、面積 793 m<sup>2</sup>です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積 1,050 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、祖父から孫への贈与になります。譲受人の耕作面積ですが、先ほど説明しました番号 3 の農地 2,020 m<sup>2</sup>と合わせて、取得する面積の合計が 3,070 m<sup>2</sup>となりますので、下限面積を達成しています。なお、取得する農地では、水稲とさつま芋を耕作するとの事です。

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

議案第 19 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

- 6 番 1 番ですが、この方は 30 年くらい前から耕作をしています。生前贈与でありますので特に問題ないと思います。
- 17 番 2 番の件ですが、譲渡人は高齢でして、息子さんも体が不自由になっていまして、譲受人に以前から作業委託をしていたようです。そこで今回、売買となったようです。譲受人も近くの営農組合の中心的人物であり、特に問題ないと思います。
- 5 番 3 番、4 番ですが、新たに農業を開始するということです。3 番の田ですが、元々この方のお父さんが管理していたようです。現地も見に行ってきましたが、一部はさつまいもが植わっていました。ほかきゅうりとかも植わっていました。草も刈られてました。4 番の田はおじいさんがもっていて、高齢ということで後を継いで行くのではないかと思います。この方は前から知っており、新たに始めると言うことで見守っていきたいと思います。
- 13 番 4 番ですが、5 番委員が詳しく説明してくれましたのであまりありませんが、譲渡人のお孫さんでして、私の所に挨拶に来てまして、農業を始めると言うことでやる気はある様でした。
- 議長 議案第 19 号について質疑を許します。質疑はありますか。
- 委員 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありますか。
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。
- よって、議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。
- 続いて、  
日程第 5、議案第 20 号
- 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

## 議案第 20 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について  
をご説明いたします。

議案書 6 ページの 1 番の案件です。添付資料は 13～15 ページをご覧ください。

申請地は、平串字民部多 247-1、地目、田、面積 280 m<sup>2</sup>、同所字同 248-1 番 地目は田、面積：174 m<sup>2</sup>、合計 454 m<sup>2</sup>の土地です。権利事由は、所有権移転です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、一般個人住宅です。転用理由は、譲受人は現在町外に住んでいるが、このたび四万十町に永住するために自己専用住宅を建築する計画です。農地区分は、高速道路のインターチェンジから 300 m 以内の土地のため第 3 種農地と判断しました。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で住宅を建築する計画になっています。周囲の状況は、東、南、北側が同意有の田で、西側は譲渡人の田となっています。土地の造成計画については、50 cm 程度盛土し、コンクリート及び砂利敷の計画です。進入路については、東側の町道から進入を計画しています。それに伴う工事がありますので、町建設課に工事許可申請済みです。排水計画については、雨水は西側に勾配をとり砂利敷き部分に自然浸透とし、生活排水については、合併浄化槽を設置し埋設の配水管を設置し既存水路に排水する計画です。地元水利組合の根元原水利組合の同意あります。資金計画については、事業計画書にて確認をしています。

本件については、以上です。

つづいて 2 番の案件です。添付資料は 16～18 ページをご覧ください。

申請地は、口神ノ川字笹ヶ谷 383-4、地目、田、面積 372 m<sup>2</sup>の土地です。権利事由は、所有権移転です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、一般個人住宅です。転用理由は、譲受人は現在町内の借家に住んでいるが、借家が手狭となり、新たに自己専用住宅を建築する計画です。農地区分は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないためその他の農地、第 2 種農地と判断しました。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で住宅を建築する計画になっています。周囲の状況は、東側は町道、南側は宅地と同意ありの田、北、西側は譲渡人の田です。土地の造成計画については、盛土を 40 cm 程度し、敷地全体を砂利敷の計画です。進入路については、東側の町道から進入を計画しています。それに伴う工事がありますので町建設課に申請手続済みです。排水計画については、雨水は砂利敷き部分に自然浸透とし、生活排水については、合併浄化槽を設置し、配水管を埋設設置し既存水

- 路に排水する計画です。排水同意あり。農道、水路の占有許可済みです。資金計画については、事業計画書にて確認をしています。
- 本件については、以上です。
- 議長 議案第 20 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明はありませんか。
- 5 番 1 番ですが、譲受人は譲渡人の甥御さんになります。元々窪川出身でいの町へ出られていたようですが、四万十町へ帰ってくるということです。場所的にも周囲にも問題ないと思われます。
- 6 番 2 番ですが、現地を見に行ってきました。親の隣に建てるということで、特に問題ありません。
- 議長 議案第 20 号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま  
す。  
挙手全員であります。  
よって、議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対  
する意見決定については、原案のとおり可決されました。  
続いて、  
日程第 6、議案第 21 号  
四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 21 号  
四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。別紙  
のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 28 年 9 月 1 日付け  
で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により  
四万十町長より諮問を求められたので、ご審議、ご決定をお願い致しま  
す。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進  
法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。



ページは7ページから14ページです。今月の案件は、1件になります。利用権の設定を受ける者・利用権を設定する者の氏名・住所及び売買額・賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。

まず、番号1について説明いたします。土地の所在地、日野地字新改364、地目、田、面積1,532㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が1,626㎡です。設定は新規です。期間は平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間です。作物は水稻を耕作する計画です。なお、利用権の設定を受ける、むらかみ農園合同会社は、農地所有適格法人ではない一般法人ですので、解除条件付きでの利用権設定となります。

そのため、12ページのとおり、I地域の役割分担やII役員の従事要件についてを満たしていると確認しました。また、27ページの共通事項のとおり解除条件を追加しています。

議長 議案第21号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

8番 Iターンで入ってきた人で、日野地の家の周辺の田んぼをあちこち借りて手広くやっております。利用権設定するもの(B)の方は、旦那さんが亡くなりまして、女手一人では農地を維持することが出来なくなっており、利用権設定するもの(A)に前から、作業委託していたようです。特に問題ないと思います。

議長 議案第21号について質疑を許します。 質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第21号四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第21号 四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7

その他の件についてを議題とします。

その他の件で委員の皆さん何かありませんか。

6番 9月16日午後に作況調査をする計画でしたが、全員研修が入ってきましたので、午前中に作況調査、午後に全員研修という変更をさせてもらい

委員  
議長

たいですが、どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしですので、予定の方よろしくをお願いします。

他にありませんか。なければその他の件については終了いたします。  
これで、本窪川農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成 28 年度四万十町農業委員会第 5 回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉 会                    午後 2 時 50 分